

令和 6 年度

健全化判断比率等審査意見書

砂川市監査委員

1. 監査基準を順守

健全化判断比率等審査は、砂川市監査基準（令和2年監査委員規程第1号）に基づき行った。

2. 審査の種類

(1) 健全化判断比率等審査（砂川市監査基準第2条第1項第7号）

3. 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

4. 審査の期間

令和7年8月15日から同年8月25日まで

5. 審査の着眼点（評価項目）

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施した。

6. 審査の実施内容

この健全化判断比率等審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

7. 審査の結果

審査の結果は、第1項から第6項までに記載した事項のとおり審査した限りにおいて、次のとおりである。

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— %	— %	13.91 %
② 連結実質赤字比率	— %	— %	18.91 %
③ 実質公債費比率	6.9 %	6.2 %	25.0 %
④ 将来負担比率	41.5 %	33.6 %	350.0 %

(2) 個別意見

1) 実質公債費比率

実質公債費比率は、6.9 %となり、前年度から 0.7 ポイント増加したが、早期健全化基準の 25.0%を下回っており、健全な数値の範囲内である。今後とも財政の健全化に努められたい。

2) 将来負担比率

将来負担比率は、41.5 %となり、前年度から 7.9 ポイント増加したが、早期健全化基準の 350.0%を下回っており、健全な数値の範囲内である。今後とも財政の健全化に努められたい。